

(このガイドブックの内容は令和4年4月現在のものです。)

障害者雇用に係る助成金等 ガイドブック



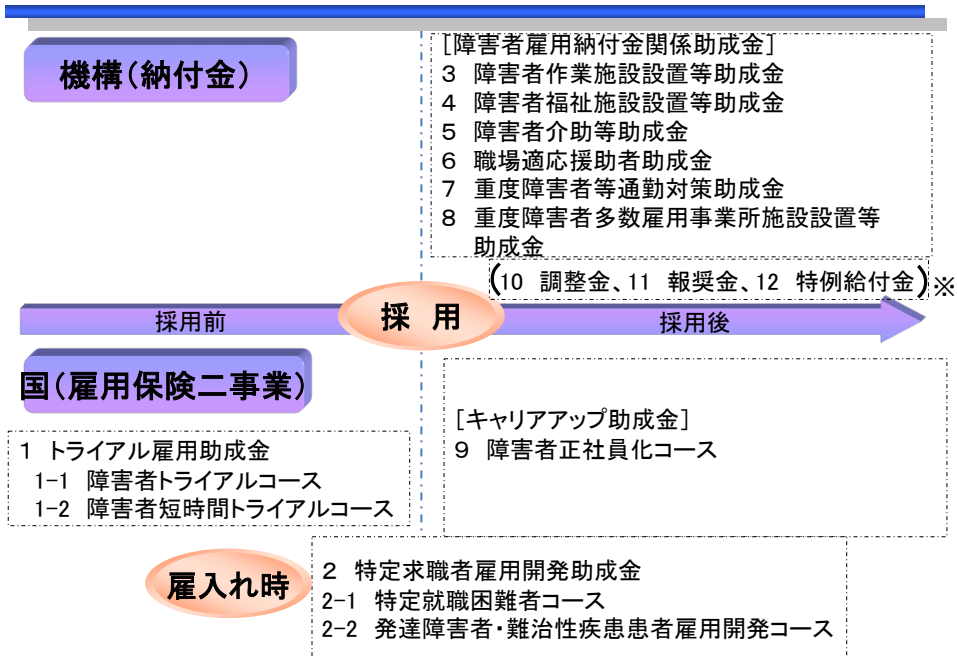
独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構

障害者助成部

本ガイドブックでは、障害者の雇用の採用前から採用後にわたってどのような助成金等が整備されているか、以下の図をもとに取りまとめましたので、ご活用ください。

障害者雇用に関する助成金等



※助成金以外の支給金

● 「機構（納付金）」の助成金等について

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 都道府県支部高齢・障害者業務課
(東京、大阪については高齢・障害者窓口サービス課)

→ (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ「助成金等」でもご案内しています。

<https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/index.html>

● 「国（雇用保険二事業）」の助成金について

都道府県労働局、公共職業安定所（ハローワーク）

→ 厚生労働省ホームページ「事業主の方のための雇用関係助成金」でもご案内しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html

障害者雇用に係る助成金等 検索表

No. 頁

採用前（新たに労働者を雇い入れる）

一定期間試行的に雇い入れた い	障害者の場合	→	トライアル雇用助成金	
	短時間労働の精神障害者・発達障害者の場合	→	障害者トライアルコース	1-1 1
			障害者短時間トライアルコース	1-2 2

雇入れ時

継続して雇用する労働者として雇い入れたい	身体障害者・知的障害者・精神障害者の場合	→	特定求職者雇用開発助成金	
	発達障害者・難病患者の場合	→	特定就職困難者コース	2-1 3
			発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース	2-2 4

採用後（労働者の雇用環境の整備を図る等）

作業施設等（トイレ、スロープ等）を整備する	作業施設等の設置または整備	→	障害者作業施設設置等助成金	
	作業施設等の賃借	→	第1種作業施設設置等助成金	3-1 5
			第2種作業施設設置等助成金	3-2 6

福祉施設等（休憩室、食堂等）を整備する	→	障害者福祉施設設置等助成金	4 6
---------------------	---	---------------	-----

介助者等を配置または委嘱する	職場介助者の配置または委嘱	→	障害者介助等助成金	
	職場介助者の配置または委嘱の継続措置	→	職場介助者の配置または委嘱助成金	5-1 7
	手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱	→	職場介助者の配置または委嘱の継続措置に係る助成金	5-2 8
	雇用する障害者に対する合理的配慮の取組を推進するための機能拡充	→	手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金	5-3 9
	職場復帰のために必要な職場適応の措置の実施	→	障害者相談窓口担当者の配置助成金	5-4 9
	業務遂行に必要な援助や指導を行う職場支援員の配置または委嘱	→	職場復帰支援助成金	5-5 10
	障害者が行う業務の介助を重度訪問介護等サービス事業者に委託	→	職場支援員の配置または委嘱助成金	5-6 10
			重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金	5-7 11

職場適応援助者による支援を行う	訪問型職場適応援助者による支援	→	職場適応援助者助成金	
	企業在籍型職場適応援助者による支援	→	訪問型職場適応援助者助成金	6-1 12
			企業在籍型職場適応援助者助成金	6-2 12

通勤を容易にする	対象障害者用の住宅の賃借	→	重度障害者等通勤対策助成金	
	対象障害者用住宅への指導員の配置	→	重度障害者等用住宅の賃借助成金	7-1 13
	対象障害者に対する住宅手当の支払い	→	指導員の配置助成金	7-2 14
	対象障害者のための通勤用バスの購入	→	住宅手当の支払助成金	7-3 15
	対象障害者のための通勤用バスの運転手を委嘱	→	通勤用バスの購入助成金	7-4 15
	通勤を容易にするために指導、援助等を行う通勤援助者を委嘱	→	通勤用バス運転従事者の委嘱助成金	7-5 16
	自ら運転する自動車通勤が必要となる対象障害者に使用させるための駐車場を賃借	→	通勤援助者の委嘱助成金	7-6 17
	自ら運転する自動車通勤が必要となる対象障害者に使用させるための通勤用自動車を購入	→	駐車場の賃借助成金	7-7 17
	障害者の通勤の援助を重度訪問介護等サービス事業者に委託	→	通勤用自動車の購入助成金	7-8 18
			重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金	7-9 19

多数継続雇用し施設等の整備等を行う	→	重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	8	20
-------------------	---	-----------------------------	---	----

企業内でのキャリアアップを促進する		キャリアアップ助成金		
	障害のある労働者を正規雇用労働者等へ転換	→	障害者正社員化コース	9 21

〈助成金以外の支給金〉

常時雇用する労働者数が100人を超えており、常用障害者数が法定雇用障害者数を超えている	→	障害者雇用調整金	10	22
---	---	-----------------	----	----

常時雇用する労働者数が100人以下で、常用障害者数が一定数を超えている	→	報奨金	11	22
-------------------------------------	---	------------	----	----

特に短い時間であれば働くことができる障害者を雇用している	→	特例給付金	12	23
------------------------------	---	--------------	----	----

【注意】

同一の雇入れ・訓練を対象として2つ以上の助成金が同時に申請された場合や、同一の経費負担を軽減するために2つ以上の助成金が同時に申請された場合には、双方の助成金の要件を満たしていたとしても、一方しか支給されないことがあります。

採用前

1 トライアル雇用助成金【労働局】

障害者に対して試行雇用（トライアル雇用）を行う事業主に対して助成するものであり、障害者雇用についての理解を促し、試行雇用後の継続雇用への移行の促進を目的としています。

1-1 障害者トライアルコース

就職が困難な障害者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用を行う事業主に対して助成されます。

対象となる障害者	支給額
障害者雇用促進法に規定する障害者のうち、次のいずれかに該当する方 ・紹介日において就労経験のない職業に就くことを希望する方 ・紹介日前2年以内に、離職が2回以上または転職が2回以上ある方 ・紹介日前において離職している期間が6か月を超えている方 ・重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者	〈精神障害者の場合〉 ・助成期間：最長6か月 ・トライアル雇用期間：原則6～12か月 ・助成額：雇入れから3か月間 →1人あたり月額最大8万円 ・助成額：雇入れから4か月以降 →1人あたり月額最大4万円 〈上記以外の場合〉 ・助成期間：最長3か月 ・トライアル雇用期間：原則3か月。ただし、テレワークによる勤務を行う者は、最大6か月まで延長可能。 ・助成額：1人あたり月額最大4万円

申請期間：原則申請が可能となった日から2か月以内

1-2 障害者短時間トライアルコース

直ちに週 20 時間以上勤務することが難しい精神障害者および発達障害者の求職者について、3か月から 12 か月の期間をかけながら 20 時間以上の就業を目指して試行雇用を行う事業主に対して助成されます。

対象となる障害者	支給額
• 精神障害者 • 発達障害者	1 人あたり月額最大 4 万円（最長 12 か月間）

申請期間：原則申請が可能となった日から 2 か月以内

雇入れ時

2 特定求職者雇用開発助成金【労働局】

障害者などの就職が特に困難な方を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者等として雇い入れる事業主に対して助成するものであり、これらの方の雇用機会の増大および雇用の安定を図ることを目的としています。

2-1 特定就職困難者コース

高年齢者や障害者などの就職が特に困難な者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた（※1）事業主に対して、助成されます。

対象となる障害者	支給額
・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・重度身体障害者 ・身体障害者のうち 45歳以上の方	【身体・知的障害者（重度以外）】 1人あたり120万円（中小企業以外50万円） 短時間労働者（※2）は80万円（中小企業以外30万円）
・重度知的障害者 ・知的障害者のうち 45歳以上の方	【身体・知的障害者（重度または45歳以上）、精神障害者】 1人あたり240万円（中小企業以外100万円） 短時間労働者は80万円（中小企業以外30万円）

（※1）雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実と認められること

（※2）1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の方（以下、2において同じ。）

申請期間：原則申請が可能となった日から2か月以内

2-2 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

発達障害者または難病患者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）事業主に対して助成されます。

対象となる障害者	支給額
・発達障害者 ・難病患者	1人あたり120万円（中小企業以外50万円） 短時間労働者は80万円（中小企業以外30万円）

（※）雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実に認められること

申請期間：原則申請が可能となった日から2か月以内

採用後（雇用を継続するために）

3 障害者作業施設設置等助成金【(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構】

障害者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、その障害者が障害を克服し、作業を容易に行うことができるよう配慮された作業施設、就労を容易にするために配慮されたトイレ、スロープ等の附帯施設、もしくは作業を容易にするために配慮された作業設備（以下「作業施設等」といいます。）の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成します。

3-1 第1種作業施設設置等助成金

作業施設等の設置・整備を、工事や購入により行う場合に助成します。

対象となる障害者	助成率	限度額
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 （在宅勤務の方も対象）	2/3	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者1人につき450万円 （作業施設、附帯施設、作業設備の合計） ただし、作業設備の場合 障害者1人につき150万円 （中途障害者の場合は1人につき450万円） ・短時間労働者（※）（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）である場合の限度額は1人につき上記の半額 ・1事業所あたり一会計年度につき合計4,500万円

（※）週所定労働時間が20時間以上30時間未満（精神障害者にあつては15時間以上30時間未満）である労働者（3～8の助成金において、以下同じ。）

認定申請書の提出期限：作業施設等の設置または整備に係る契約（発注）予定日の前日まで、かつ、雇入れ日から起算して6か月以内、中途障害者にあつては、職場復帰または中途障害者となった日の翌日から起算して6か月以内、人事異動等の場合にあつては、人事異動等の発令日の翌日から起算して6か月以内

3-2 第2種作業施設設置等助成金

作業施設等の設置・整備を、賃借により行う場合に助成します。

対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 (在宅勤務の方も対象)	2/3	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者1人につき月13万円 ただし、作業設備の場合 障害者1人につき月5万円 (中途障害者の場合は1人につき月13万円) ・短時間労働者(重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く)である場合の限度額は1人につき上記の半額 	3年間

認定申請書の提出期限：作業施設等の賃貸借契約日の翌日から起算して6か月後まで、かつ、雇入れ日から起算して6か月以内、中途障害者にあつては、職場復帰または中途障害者となった日の翌日から起算して6か月以内、人事異動等の場合にあつては、人事異動等の発令日の翌日から起算して6か月以内

4 障害者福祉施設設置等助成金【(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構】

障害者を労働者として雇用している事業主またはその事業主の加入している事業主の団体が、障害者である労働者の福祉の増進を図るため、障害特性に配慮した休憩室等の福祉施設(以下「福祉施設等」といいます。)の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成します。

対象となる障害者	助成率	限度額
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 (在宅勤務の方も対象)	1/3	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者1人につき225万円 ・短時間労働者(重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く)である場合の限度額は1人につき上記の半額 ・1事業所または事業主の団体1団体あたり一会計年度につき合計2,250万円

認定申請書の提出期限：福祉施設等の設置または整備に係る契約(発注)予定日の前日まで

5 障害者介助等助成金【(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構】

障害者を労働者として雇い入れるまたは継続して雇用している事業主が、障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を行う場合に、その費用の一部を助成します。

5-1 職場介助者の配置または委嘱助成金

- ・事務的業務に従事する視覚障害者または四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱
- ・事務的業務以外の業務に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱

を行った場合に助成します。

対象となる障害者が雇用されて1年を超える期間が経過しており、介助等に十分な必要性がないと判断される場合は、助成対象とはなりません。

〈介助業務とは〉

障害者が主体的に業務を行うために必要な次のような介助をいいます。

- ・事務処理に必要な文書の朗読・代読および録音図書の作成（視覚障害者に限ります。）
- ・文書の作成（文・デザイン等の創案を除きます。）・代筆およびその補助業務
- ・書類等の整理
- ・機器の操作およびコンピュータ入力ならびにその補助業務（四肢機能障害者に限ります。）
- ・支給対象障害者の業務上の移動・外出の付添い（介助者が自動車を運転する場合を除きます。）

対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
<ul style="list-style-type: none"> ・2級以上の視覚障害者 ・2級以上の両上肢機能障害および2級以上の両下肢機能障害を重複する方 ・3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害および3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害を重 	3/4	<p>○事務的業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置1人 月15万円 ・委嘱1人 1回1万円 <p>年150万円まで</p> <p>○事務的業務以外の業務に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱1人 1回1万円 	最長 10年間

複する方 (在宅勤務の方も対象)		年 24 万円まで	
---------------------	--	-----------	--

認定申請書の提出期限：配置または委嘱する日の前日まで

5-2 職場介助者の配置または委嘱の継続措置に係る助成金

5-1 の職場介助者の配置または委嘱助成金の支給期間が終了する事業主であって、職場介助者の配置または委嘱の継続措置を実施する場合に助成します。

対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 級以上の視覚障害者 ・ 2 級以上の両上肢機能障害および 2 級以上の両下肢機能障害を重複する方 ・ 3 級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害および 3 級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害を重複する方 <p>(在宅勤務の方も対象)</p>	2/3	<p>○事務的業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配置 1 人 月 13 万円 ・ 委嘱 1 人 1 回 9 千円 <p>年 135 万円まで</p> <p>○事務的業務以外の業務に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱の継続の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱 1 人 1 回 9 千円 <p>年 22 万円まで</p>	<p>最長 5年間 (5-1 の 支給期間 終了後)</p>

認定申請書の提出期限：5-1 の助成金の支給期間が満了する日の前日まで

5-3 手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金

聴覚障害者の雇用管理に必要な手話通訳・要約筆記等担当者を委嘱した場合に助成します。対象となる障害者が雇用されて1年を超える期間が経過しており、十分な必要性がないと判断される場合は、助成対象とはなりません。

対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
6級以上の聴覚障害者 (在宅勤務の方も対象)	3/4	・委嘱1人 1回6千円 ・年28万8千円まで (障害者9人までの場合)	最長 10年間

認定申請書の提出期限：委嘱する日の前日まで

5-4 障害者相談窓口担当者の配置助成金

障害者の合理的配慮に係る相談等に応じる方（障害者相談窓口担当者）を増配置または外部の障害者雇用専門機関に相談業務を委嘱する場合に、助成します。

対象となる障害者	限度額	支給回数
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 (在宅勤務の方も対象)	<p><新たに障害者相談窓口担当者を「増配置」></p> <p>①専従の場合（2人まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人につき月額8万円 <p>ただし、障害者相談窓口担当者の給与月額（通勤手当等を含む給与支給総額をいいます）に3分の1を乗じて得た額が8万円を下回る場合は、その額を支給額とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人につき最大6か月 <p>②兼任の場合（5人まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人につき月額1万円 <p>ただし、障害者相談窓口担当者の給与月額（通勤手当等を含む給与支給総額をいいます。）に10分の1を乗じて得た額が1万円を下回る場合は、その額を支給額とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人につき最大6か月（中小企業：最大12か月） <p><障害者相談窓口担当者が研修を受講></p> <p>③専門機関等に研修の受講費として支払った額に3分の2を乗じて得た額（1円未満切り捨て）（最大20万円）</p> <p>④研修を受講した障害者相談窓口担当者1人につき時</p>	1回 (事業所単位)

	<p>間額 700 円（上限月 10 時間かつ 10 人まで） ただし、①または②の支給を受ける障害者相談窓口 担当者および既設の障害者相談窓口担当者には支給 しません。</p> <p><相談窓口業務等を専門機関に委嘱（委託）> ⑤委嘱（委託）経費として支払った額の3分の2 （上限月額 10 万円かつ最大6か月）</p>	
--	---	--

認定申請書の提出期限：対象となる措置を行おうとする日の前日まで

5-5 職場復帰支援助成金

中途障害等により 1 か月以上の休職等を余儀なくされた方が職場復帰するために必要な職場適応の措置を実施する場合に助成します。

対象となる障害者	限度額	支給期間
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・精神障害者（発達障害のみ有する方を除く） ・難病等患者 ・高次脳機能障害のある方 <p>（在宅勤務の方も対象）</p>	<p><時間的配慮等、職務開発等> 月額 4 万 5 千円（中小企業：6 万円）</p> <p><職務開発等に伴う講習> 半年 2～9 万円（中小企業：3～12 万円）</p>	<p>最長 1 年間</p>

認定申請書の提出期限：職場復帰予定日の前日から起算して3週間前の応当日まで

ただし、期限を過ぎた申請であっても意見書の内容と整合する措置の実施を予定している支援計画書が実際の職場復帰の日の前日までに提出された場合に限り、期限までに提出されたものと同様に受け付けます。

5-6 職場支援員の配置または委嘱助成金

障害者の業務の遂行に必要な援助や指導を行う職場支援員を配置または委嘱する場合に助成します。対象となる障害者の雇入れ、勤務時間延長、配置転換、業務内容変更、または職場復帰の日もしくは企業在籍型職場適応援助者助成金に係る支援の終了日の翌日から6か月を超える期間が経過している場合は、助成対象とはなりません。

対象となる障害者	限度額	支給期間
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・発達障害者 ・難病等患者 ・高次脳機能障害のある方 	配置：短時間労働者以外の方 月額 3 万円（中小企業：4 万円） 短時間労働者 月額 1 万 5 千円（中小企業：2 万円） 委嘱：1 回 1 万円 実際に委嘱に要した費用（ただし月額 4 万円まで） を上限とします。	最長 2 年 間 （精神障害者は最長 3 年間） ※

認定申請書の提出期限：配置または委嘱を行った日の翌日から起算して 3 か月後の応当日まで

※企業在籍型職場適応援助者による支援終了を措置の実施理由とするものは最長 6 か月

5-7 重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金

重度訪問介護サービス等（※1）を受けている重度障害者である労働者の業務に必要な支援（パソコンの操作代行、文字盤や口文字等の読み取りなど）をサービス事業者（※2）に委託する場合に助成します。

対象となる障害者	限度額	支給期間
次のいずれにも該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・重度訪問介護サービスの利用者、同行援護の利用者または行動援護の利用者 ・身体障害者、知的障害者または精神障害者 ・雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を実施する市町村等が職場介助の支援が必要と認めた方 （在宅勤務の方も対象） 	月額 13 万 3 千円（中小企業：15 万円） <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 1 人あたり ・委託費の 4/5 を助成（中小企業 9/10） 	年度ごとに、委託を開始した日から当該年度末まで

★ 事前に市町村等への事業実施の確認および相談が必要です。

（※1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する重度訪問介護、同行援護又は行動援護。

(※2) 上記(※1)を行う指定障害福祉サービス事業者若しくは基準該当事業所。

6 職場適応援助者助成金【(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構】

職場適応に課題を抱える障害者に対して、職場適応援助者による支援を行う場合に、その費用の一部を助成します。

6-1 訪問型職場適応援助者助成金

障害者が職場に適応することを容易にするための訪問型職場適応援助者による支援の事業を行う法人に対して助成します。

対象となる障害者	限度額	支給期間
以下の障害者であって地域障害者職業センターが作成する職業リハビリテーション計画のある方	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者以外 1日：4時間以上1万6千円 4時間未満8千円 精神障害者 1日：3時間以上1万6千円 3時間未満8千円 	精神障害者以外 最長1年8か月
<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者 知的障害者 精神障害者 発達障害者 難病等患者 高次脳機能障害のある方 その他援助を行うことが特に必要であると機構が認める障害者 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問型職場適応援助者養成研修の受講料の1/2 	精神障害者 最長2年8か月

認定申請書の提出期限：初めて支援計画を策定（支援計画書を地域センターが作成する場合は支援計画を開始）する前日まで

6-2 企業在籍型職場適応援助者助成金

事業主が雇用する障害者に対して、企業在籍型職場適応援助者による支援を行う場合に助成します。

対象となる障害者	限度額	支給期間
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・発達障害者 ・難病等患者 ・高次脳機能障害のある方 ・その他援助を行うことが特に必要であると機構が認める障害者 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者以外 短時間労働者以外の方：月6万円（中小企業：8万円） 短時間労働者：月3万円（中小企業：4万円） ・精神障害者 短時間労働者以外の方：月9万円（中小企業：12万円） 短時間労働者：月5万円（中小企業：6万円） ・企業在籍型職場適応援助者養成研修の受講料の1/2 	<p style="text-align: center;">最長6か月</p>

認定申請書の提出期限：支援計画の開始日から3か月を経過する日まで

7 重度障害者等通勤対策助成金【(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構】

重度身体障害者、知的障害者、精神障害者または通勤が特に困難と認められる身体障害者を労働者として雇い入れるまたは継続して雇用する事業主、またはこれらの重度障害者等を雇用している事業主を構成員とする事業主の団体が、これらの障害者の通勤を容易にするための措置を行う場合に、その費用の一部を助成します。

7-1 重度障害者等用住宅の賃借助成金

対象障害者用の住宅を賃借する場合に助成します。

対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
<ul style="list-style-type: none"> ・重度身体障害者 ・3級の体幹機能障害者 ・3級の視覚障害者 ・3級または4級の下肢障害者 ・3級または4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者 ・5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する方 	3/4	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯用 月10万円 ・単身者用 月6万円 	10年間

<ul style="list-style-type: none"> • 知的障害者 • 精神障害者 			
--	--	--	--

認定申請書の提出期限：賃貸借契約を行おうとする日の前日から起算して2か月前から、賃貸借契約締結日の翌日から起算して6か月後まで、かつ、支給対象障害者の雇入れ日から起算して6か月以内、中途障害者にあつては、職場復帰の翌日から起算して6か月以内、人事異動等の場合にあつては、人事異動等の翌日から起算して6か月以内

7-2 指導員の配置助成金

対象障害者用住宅に指導員を配置する場合に助成します。

対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
<ul style="list-style-type: none"> • 重度身体障害者 • 3級の体幹機能障害者 • 3級の視覚障害者 • 3級または4級の下肢障害者 • 3級または4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者 • 5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する方 • 知的障害者 • 精神障害者 <p>対象障害者が5人以上であることが必要</p>	3/4	• 配置1人 月15万円	10年間

認定申請書の提出期限：指導員の配置を行おうとする日の前日まで、かつ、支給対象障害者の雇入れ日から起算して6か月以内、中途障害者にあつては、職場復帰の翌日から起算して6か月以内、人事異動等の場合にあつては、人事異動等の翌日から起算して6か月以内

7-3 住宅手当の支払助成金

対象障害者自らが住宅を借り受け、賃料を支払っている場合に、その者に対して、対象障害者以外の労働者が住宅を借り受けた場合に通常支払われる住宅手当の限度額を超えて住宅手当を支払うことを定めている場合に助成します。

対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
<ul style="list-style-type: none"> • 重度身体障害者 • 3級の体幹機能障害者 • 3級の視覚障害者 • 3級または4級の下肢障害者 • 3級または4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者 • 5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する方 • 知的障害者 • 精神障害者 	3/4	<ul style="list-style-type: none"> • 障害者1人 月6万円 	10年間

認定申請書の提出期限：住宅手当の支払を初めて行おうとする日の前日から起算して2か月前から、住宅手当の支払を初めて行った日の翌日から起算して6か月後まで、かつ、支給対象障害者の雇入れ日から起算して6か月以内、中途障害者にあつては、職場復帰の翌日から起算して6か月以内、人事異動等の場合にあつては、人事異動等の翌日から起算して6か月以内

7-4 通勤用バスの購入助成金

対象障害者のための通勤用バスを購入する場合に助成します。

対象となる障害者	助成率	限度額
<ul style="list-style-type: none"> • 重度身体障害者 • 3級の体幹機能障害者 • 3級の視覚障害者 • 3級または4級の下肢障害者 • 3級または4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者 	3/4	<ul style="list-style-type: none"> • バス 1台 700万円

<ul style="list-style-type: none"> • 5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する方 • 知的障害者 • 精神障害者 <p>対象障害者が5人以上であることが必要</p>		
---	--	--

認定申請書の提出期限：通勤用バスの購入を行おうとする日（発注、契約予定日）の前日まで、かつ、支給対象障害者の雇入れ日から起算して6か月以内、中途障害者にあつては、職場復帰の翌日から起算して6か月以内、人事異動等の場合にあつては、人事異動等の翌日から起算して6か月以内

7-5 通勤用バス運転従事者の委嘱助成金

対象障害者のための通勤用バスの運転に従事する者を委嘱する場合に助成します。

対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
<ul style="list-style-type: none"> • 重度身体障害者 • 3級の体幹機能障害者 • 3級の視覚障害者 • 3級または4級の下肢障害者 • 3級または4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者 • 5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する方 • 知的障害者 • 精神障害者 <p>対象障害者が5人以上であることが必要</p>	3/4	• 委嘱 1人 1回 6千円	10年間

認定申請書の提出期限：通勤用バス運転従事者の委嘱を行おうとする日の前日まで、かつ、支給対象障害者の雇入れ日から起算して6か月以内、中途障害者にあつては、職場復帰の翌日から起算して6か月以内、人事異動等の場合にあつては、人事異動等の翌日から起算して6か月以内

7-6 通勤援助者の委嘱助成金

対象障害者の通勤（公共交通機関を利用する通勤に限ります。）を容易にするために指導、援助等を行う通勤援助者を委嘱する場合に助成します。

対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度身体障害者 ・ 3級の体幹機能障害者 ・ 3級の視覚障害者 ・ 3級または4級の下肢障害者 ・ 3級または4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者 ・ 5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する方 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者 	3/4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱 1人1回 2千円 ・ 交通費 1認定 3万円 	1か月間

認定申請書の提出期限：通勤援助者の委嘱を行おうとする日の前日まで

7-7 駐車場の賃借助成金

自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障害者に使用させるための駐車場を賃借する場合に助成します。

対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度身体障害者 ・ 3級の体幹機能障害者 ・ 3級の視覚障害者 ・ 3級または4級の下肢障害者 ・ 3級または4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による 	3/4	・ 障害者1人 月5万円	10年間

移動機能障害者 ・ 5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する方 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者			
--	--	--	--

認定申請書の提出期限：駐車場の賃貸借契約を行おうとする日の前日から起算して2か月前から、賃貸借契約締結日の翌日から起算して6か月後まで、かつ、支給対象障害者の雇入れ日から起算して6か月以内、中途障害者にあつては、職場復帰の翌日から起算して6か月以内、人事異動等の場合にあつては、人事異動等の翌日から起算して6か月以内

7-8 通勤用自動車の購入助成金

自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障害者に使用させるための通勤用自動車を購入する場合に助成します。

対象となる障害者	助成率	限度額
・ 2級以上の上肢障害者 ・ 2級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害者 ・ 3級以上の体幹機能障害者 ・ 3級以上の心臓、じん臓もしくは呼吸器またはぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫もしくは肝臓の機能の障害のある方 ・ 4級以上の下肢障害者 ・ 4級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者 ・ 5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する方	3/4	・ 1台 150万円 （1級または2級の両上肢障害者の場合は1台250万円）

認定申請書の提出期限：通勤用自動車の購入を行おうとする日（発注・契約予定日）の前日まで、かつ、支給対象障害者の雇入れ日から起算して6か月以内、中途障害者にあつては、職場復帰の翌日から起算して6か月

以内、人事異動等の場合にあつては、人事異動等の翌日から起算して6か月以内

7-9 重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金

重度訪問介護サービス等（※1）を受けている重度障害者である労働者の通勤援助（公共交通機関の利用に必要な援助）をサービス事業者（※2）に委託する場合に助成します。

対象となる障害者	限度額	支給期間
次のいずれにも該当する方 ・重度訪問介護サービスの利用者、同行援護の利用者または行動援護の利用者 ・身体障害者、知的障害者または精神障害者 ・雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を実施する市町村等が通勤の支援が必要と認められた方	月額7万4千円（中小企業：8万4千円） ・対象者1人あたり ・委託費の4/5を助成（中小企業：9/10）	年度ごとに、委託を開始した日から3か月間

★ 事前に市町村等への事業実施の確認および相談が必要です。

（※1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する重度訪問介護、同行援護又は行動援護。

（※2）上記（※1）を行う指定障害福祉サービス事業者若しくは基準該当事業所。

8 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金【(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構】

重度障害者を多数継続して雇用するために必要となる事業施設等の設置または整備を行うことと合わせて、障害者を雇用する事業所としてのモデル性が認められる場合に、その費用の一部を助成します。

対象となる障害者	助成率	限度額
<ul style="list-style-type: none">• 重度身体障害者• 知的障害者 (重度でない知的障害者である短時間労働者を除く)• 精神障害者 <p>★対象障害者を1年を超えて継続して10人以上雇用し、雇用労働者数に占める対象障害者数の割合が2/10以上であることが必要</p>	2/3	<ul style="list-style-type: none">• 1 認定 5千万円 (同一事業所に対する支給額との合計額は1億円を限度)

※ 受給資格の認定後に事業施設等の設置または整備に要する費用に充てる資金を借入れる場合の利息についても助成します。(借入金の限度額は、設置または整備に要した経費の7/30または1,750万円のいずれか低い額：最長5年間)

※ 事前相談が必要です。

9 キャリアアップ助成金【労働局】

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者（正社員待遇を受けていない無期雇用労働者を含む。（以下、「有期雇用労働者等」という。））の企業内でのキャリアアップを促進する取組を実施した事業主に対して助成をするものです。

9-1 障害者正社員化コース

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した事業主に対して助成されます。

対象となる障害者	支給額
<ul style="list-style-type: none">・身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者・難病患者・高次脳機能障害のある方	<p>【重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者の場合】</p> <p>①【有期→正規】1人あたり120万円（中小企業以外：90万円）</p> <p>②【有期→無期】1人あたり60万円（中小企業以外：45万円）</p> <p>③【無期→正規】1人あたり60万円（中小企業以外：45万円）</p> <p>【重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者、発達障害者、難病患者、高次脳機能障害と診断された者の場合】</p> <p>①【有期→正規】1人あたり90万円（中小企業以外：67.5万円）</p> <p>②【有期→無期】1人あたり45万円（中小企業以外：33万円）</p> <p>③【無期→正規】1人あたり45万円（中小企業以外：33万円）</p> <p>※当該額が対象労働者に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額として支給する。</p>

申請期間：正規雇用労働者等への転換の実施日の前日まで

〈助成金以外の支給金〉

10 障害者雇用調整金【(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構】

障害者雇用調整金は（以下「調整金」といいます。）、雇用率未達成の事業主から徴収する障害者雇用納付金（以下「納付金」といいます。）を財源とし、雇用率を超えて身体障害者、知的障害者または精神障害者を雇用する事業主の経済的負担を一定水準まで軽減し、身体障害者、知的障害者または精神障害者の雇用に伴う経済的負担の調整を図ることを目的として支給されるものです。

常時雇用する労働者数が100人を超える事業主で障害者雇用率（2.3%）を超えて障害者を雇用している場合は、その超えて雇用している障害者数に応じて1人につき月額27,000円の調整金が支給されます。

調整金の額＝（常用障害者数－法定雇用障害者数）×27,000円

4月から翌年3月までの各月ごとに常時雇用する身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数を年度間合計した数。

4月から翌年3月までの各月ごとに常時雇用する労働者数（除外率は適用されません。）×2.3%を算定し、その合計した数。

申請期間：4月1日から5月15日まで

11 報奨金【(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構】

常時雇用する労働者数が100人以下の事業主については、当分の間、納付金を徴収しないため、調整金は支給しないこととされていますが、現に多数の身体障害者、知的障害者または精神障害者が中小企業に雇用されている実態に鑑み、これらの事業主のうち特に身体障害者、知的障害者または精神障害者を多数雇用する事業主については、その雇用を奨励し、維持することを目的として報奨金を支給することとされています。

常時雇用している労働者数が100人以下の事業主で、各月の常用障害者数の年度間合計数が一定数（各月の常時雇用している労働者数の4%の年度間合計数又は72人のいずれか多い方）を超えて障害者を雇用する場合は、その一定数を超えて雇用している障害者数に応じて1人につき月額21,000円の報奨金が支給されます。

報奨金の額＝（常用障害者数－支給を受けるために必要な障害者数）×21,000円

4月から翌年3月までの各月ごとに常時雇用する身体障害者、知的障害者または精神障害者の数を年度間合計した数。

4月から翌年3月までの各月ごとに常時雇用する労働者数（除外率は適用されません。）×4%を算定し、その合計した数または72人のいずれか多い数。

申請期間：4月1日から7月31日まで

12 特例給付金【(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構】

特例給付金は、特に短い時間であれば働くことができる障害者を雇用する事業主に対する支援として施行された制度です。

支給対象となるのは次のいずれも満たす障害者です（以下「対象障害者」といいます）。

- ・ 障害者手帳等を保持する障害者
- ・ 1年を超えて雇用される（見込みを含む）障害者
- ・ 週所定労働時間が10時間以上20時間未満の障害者

常時雇用する労働者数が100人を超える事業主で対象障害者を雇用している場合は、対象障害者数に応じて1人につき月額7,000円、常時雇用する労働者数が100人以下の事業主は対象障害者数に応じて1人につき月額5,000円の特例給付金が支給されます。

特例給付金の額	=	申請対象期間に雇用していた対象障害者の人月（実人月数）	×	単価（週所定労働時間20時間以上の労働者の数に応じて異なる）
				7,000円（100人超事業主の場合 =納付金申告義務あり）
		※週所定労働時間20時間以上の障害者の人月数が上限		5,000円（100人以下事業主の場合 =納付金申告義務なし）

申請期間：

常時雇用する労働者数が100人を超える事業主 4月1日から5月15日まで

常時雇用する労働者数が100人以下の事業主 4月1日から7月31日まで

※「100人超事業主において納付金の未納付がある事業主（未申告である場合を含みます）」「申請書に記載のあった障害者に対する適切な雇用管理の措置を欠いたことによる労働関係法令の違反により送検処分をされた事業主」には特例給付金を支給しません。